

■ 編集だより

編集後記

昨年 (2016 年) 12 月 8 日, 厚生労働省より「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の「報告書～再発防止策の提言～」が公表されたことは読者もご承知であろう。それに対して本年 1 月 21 日, 本学会法委員会より富田三樹生委員長名で『報告書～再発防止策の提言～』をふまえた“相模原事件の再発防止策”について」が発表され, その内容は学会ホームページ上で読むことができる。また同事件については, 本誌 2016 年刊行の第 118 巻第 11 号, 第 12 号の巻頭言「旧優生保護法と精神科医療: 相模原障害者殺傷事件がきっかけのもの, 「措置入院について, 今思うこと」に相次いで取り上げられている。

この事件の痛ましさについては語る言葉を失い, 亡くなられた 19 名の方とご家族には心より哀悼の意を表し, 負傷された 27 名の方のご快復を祈るばかりであるが, われわれ学会員の衝撃も大きかった。折しも聖マリアンナ医科大学病院の精神保健指定医取消処分を契機に, 厚生労働省が指定医申請を行った者について調査をしている最中であり, 2016 年 10 月 26 日には, 精神保健指定医資格のためのケースレポートの不適切な申請を行った精神科医 49 人, および, その指導医 40 人が同資格を取り消されるという行政処分が同省から発表された。それより先に, 相模原事件容疑者の措置診察にかかわった医師のひとりが, その調査の対象となっていたが, 調査の過程において, 提出したケースレポートの患者について, 自ら診療録に何も記載しなかった事実を認め, すでに指定医の辞退届を提出し, 指定医の資格を喪失していることも報道された。行政処分については同年 11 月 19 日, 本学会より武田雅俊理事長名で「精神保健指定医資格のためのケースレポートの不適切な申請に関する声明」が出され, 「本件は, 本学会倫理綱領における法と制度への責務『精神科医師は法を遵守するとともに, 法や制度を改善するように努める』に反する精神科医師の存立基盤を傷つける行為であり, 極めて遺憾である」と表明している。また, 本誌 2017 年第 119 巻第 2 号の巻頭言「精神保健指定医の不適正申請問題と専門医制度」でも言及されている。

それぞれの報に接し, 精神科医として自身の治療姿勢, モラル・倫理観が厳しく問われる思いがし, これからの措置入院制度, 精神保健指定医制度についてもどうすればよいのか, どうなるのかを考えざるを得ないと痛切に感じておられる学会員が大半ではないだろうか。本誌としても, 巻頭言のみならず, 今後さまざまな角度からこれらの問題について話題を提供していくことになるだろう。

手始めとして, 来る 6 月 22 日～24 日名古屋国際会議場で開催される第 113 回日本精神神経学会学術総会において, 主催校の企画による「医療保護入院と措置入院の関係性」と題したシンポジウムが開かれる。このシンポジウムは, 患者自身にとっては, 「望まない処遇」による, 医療現場における理念と現実のギャップの報告とそれを補完する術について共通認識を得ること, 精神保健指定医問題や措置入院解除などさまざまな問題の背後にある, 「自らの疾病を認識できなくなる程, 重篤な精神疾患の患者に適切な治療をいかに提供するか」という精神科医療の 1 つの根源的問題の理解を深めることを目的としている。ご関心のある先生方はどうぞご参加ください。

西岡和郎